

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第十三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成二十五年十一月奈良県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に掲げる」を「の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 省令第三十三条第一項第一号に掲げる図書を提出する場合 知事が必要と認めるもの
  - 二 省令第三十三条第一項第二号に掲げる図書を提出する場合 次に掲げるもの
    - ア 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定により交付を受けた確認済証の写し
    - イ その他知事が必要と認めるもの
- 第六条第二項中「及び第二号」を削り、同項第一号を次のように改める。
- 一 判定書の写し
- 第六条に次の一項を加える。
- 3 省令第三十三条第二項第二号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
    - 一 建築基準法第六条第一項の規定により交付を受けた確認済証の写し
    - 二 その他知事が必要と認めるもの

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。